

写

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件: 平成28年(ヨ)第154号 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

2016年8月29日

保全異議答弁書

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 河村 健夫


同 山本 志都


同 指宿 昭一


同 中井 雅人


債権者らは、債務者の平成28年7月14日付保全異議申立書に対し、以下のとおり答弁する。

第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成28年3月28日にした仮処分決定を認可する
- 2 申立費用は、債務者の負担とする

との裁判を求める

第2 申立の理由に対する反論

1 「第1 仮処分決定の対象物件が存在しないこと」について

(1) 横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分申立事件について
平成28年3月28日付で、別紙書籍目録記載の著作物の出版等を禁止する仮処分決定（以下「本件仮処分決定①」という。）が出された後、横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号仮処分命令申立事件について平成28年4月18日付で、債務者代表者代表社員者宮部龍彦（以下「宮部氏」という。）が公開している別紙書籍目録記載の著作物と同内容の電磁的記録を含む記事の削除及び一切の方法による公表を禁止する仮処分決定（以下「本件仮処分決定②」という。）が出された。

なお、本件仮処分決定②については、平成28年7月19日、同決定正本に基づき、違反行為をした日1日につき金10万円の割合による金員を支払うことを認める間接強制決定が出されている（横浜地方裁判所相模原支部 平成28年(ヲ)第8号）。

(2) 宮部氏は、本件仮処分決定②の答弁書の疎明資料（疎明資料番号は乙6号証）として「復刻・全国部落調査」を提出した（疎甲18）。答弁書の記載によると、宮部氏が提出した「復刻・全国部落調査」は、「別紙目録1の関連資料として提出されている全國部落調査の内容を読みやすく活字化し製本したもの」と説明されている。これは申立書第2の1「本件出版準備作業と出版予定物の内容」で特定した本件出版予定物そのものだといえる。したがって、宮部氏自らが提出した「復刻・全国部落調査」の存在から、別紙書籍目録記載の著作物が存在することは明らかである。

(3) また、申立書第2の1(2)でも述べたように、債務者は、自身が運営す

るウェブサイトにおいて本件出版予定物の内容や予約注文を開始する旨の告知等を公開し続けており（疎甲10）、本件出版予定物を出版しないとは述べていない。

そればかりか、債務者は、『復刻 全国部落調査』の発行・頒布が、アマゾンでの販売中止や債権者らの対応によって当初予定していた形では難しいとみるや、同内容の被差別部落の目録を掲載した文書を『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会 5年のあゆみ』（以下『あゆみ』という）を発行し、ネット上（ぐるぐるオークション）で販売していた（疎甲19）。

オークションでは、「話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されています」と、全国部落調査と結びつけて宣伝が行われており（疎甲19）、全国の被差別部落名一覧など、内容も『復刻 全国部落調査』と共通している。

また、この図書については、国立国会図書館に提出されたものの（甲33）、公開停止措置がとられているらしく、債務者はこの措置について、法的措置も辞さない旨、6月7日に公言している（疎甲20）。

このように債務者は、執拗に本件出版予定物を出版しようとしているのである。また、債務者が執拗に本件出版予定物を出版しようとしていることは、本件保全異議申立の存在自体からも強く推認される。

(4) よって、被保全権利及び保全の必要性が存在することは明白であるが、以下念のため必要な範囲で債務者の主張に反論する。

2 「第2 被保全権利の存在」について

(1) 「人格権に基づく差止請求権の不存在」について

ア 「(1)」（プライバシー権侵害）について

債務者は、「当事者目録記載の債権者の情報からは、債権者と『全国部落調査』と関係は一切読みとることができない。」等の趣旨不明

の主張をするが、債権者らの住所等を知る者やウェブサイト目録1及び2を見た者からすれば、「全国部落調査」に記載された地名から債権者らが被差別部落出身者であることが判明するため、債権者らのプライバシーを侵害するのは明らかであることはすでに申立書において述べたとおりである。もっとも、次に述べるとおり、仮に債権者ら個々人の出自が判明しなくとも、プライバシー権侵害が認められる。

申立書第2の3〔7頁以下〕でも述べたように、日本国憲法が平等権、差別されない権利を規定しているにもかかわらず、部落差別が未だに存在していることは厳然たる事実である。明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり、厳しい身分差別は依然として続いた。この「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである。

こうした依然と続く部落差別には、結婚差別、就職差別等に代表されるよういくつかの形態がある。たとえば、結婚差別とは、婚約もしくは結婚に際して、相手方あるいは配偶者の出自が部落であることを理由として、婚約に反対したり（させたり）結婚を解消したいり（させたり）する行為をいう。反対等の理由としては、「部落」以外の理由を挙げることが多く、反対等の行為者は、家族や親族などの第三者が少なくないという特徴がある。

このように部落差別は、特定人が特定の場所の出自であること等を理由にした差別だということができる。つまり、誰が、どの場所の

出自かを特定することが部落差別の前提となる。こうした部落差別の前提となる被差別部落の場所を特定するために作成・販売されたのが訴状第2の4「『部落地名総鑑』の問題点」〔11頁以下〕で説明した「部落地名総鑑」であった。このような「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する本件出版予定物が出版されることはあるはずはないのである。

このように誰が、どの場所の出自かを特定することが部落差別の前提となるのであるが、特定の「場所」の出自であることによる差別という部落差別の性質から、どの「場所」が被差別部落に該当するかという情報が重要な意味を持つ（このことは前記部落地名総鑑の存在や本件出版予定物の存在からも明らかである）。つまり、部落差別においては、個人（「誰」）とは無関係の「場所」のみの情報も重要な意味を持つということである。そのため、特定の土地が被差別部落かどうかを調査し、被差別部落であると判明すれば排除の対象として取り扱う土地差別の問題も発生している。宅地建物取引において土地差別が顕在化する場合が多い。たとえば、大阪府住宅まちづくり部建築振興課の調査結果によると、「取引物権が同和地区又は同じ小学校区であるために取引不調になった経験」があると回答した業者が2割もいることが明らかになっている（疎甲21）。また、「取引物権が同和地区内にあるために価格に影響した経験」があると回答した業者は約3分の1にものぼることが明らかになっている（疎甲21）。さらに、このことは大阪府に限ったことではなく、鳥取県が実施した同和地区の物件に対する忌避意識についての調査においても、約2割が「同和地区にある物件を避ける」と回答した一方で、逆に「こだわらない」と回答した人は全体の約4割にとどまっており、同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることがうかがえる（疎甲22）。

すなわち、部落差別において、被差別部落の「場所」は中核的要素なのであり、土地差別が部落差別の中核的な課題になるのである。

このように被差別部落の「場所」に関する情報は、部落差別の中核的要素であることからすると、通常人であれば、公開を欲しない私生活上の事実であり、それ自体プライバシーの保護領域に含まれるものだといえる。本件出版予定物は、被差別部落の場所を特定しているのであるから、債権者らのプライバシー権を侵害するのは明らかである。

なお、「被差別部落出身」の定義についての主張は、プライバシー権侵害の存否に何ら関連しないため、主張自体失当である。

債務者は、何ら証拠に基づかず、部落差別が存在しないことを前提にした主張を繰々しているようであるが、債権者らが申立書で主張立証したとおり、今日においても深刻な部落差別が存在するのは明らかである。

イ 「(2)」（名誉権侵害）について

債務者は、「『全国部落調査』は被差別部落出身者を特定するものではない」と述べ、名誉権侵害を否定するが、すでに申立書や第2の2(1)アで述べたとおり、「全国部落調査」により、債権者ら個々人が被差別部落出身者であるかどうかの摘示がされているのは明らかであり、名誉権が侵害されているといえる。

また、「首相はバカである」云々の主張は、趣旨不明瞭な上、本件とは無関係であるため主張自体失当である。

さらに、ここでも債務者は、何ら証拠に基づかず、思い込みに基づき部落差別が存在しないことを前提にした主張を繰々しているようであるが、債権者らが申立書で主張立証したとおり、今日においても深刻な部落差別が存在するのは明らかである。

ウ 「(3)」（差別されない権利）について

債務者は「被差別部落出身者という法律上の身分は存在せず…」云々と主張する。

前述のように権利侵害の要件事実と、被差別部落の定義は無関係であるため、認否反論の限りでない。もっとも、部落問題の根幹にかかわるため、簡潔に反論する。

申立書においても述べたところであるが、第2次世界大戦後制定された日本国憲法は、第14条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、平等権、差別されない権利を明示している。このような法の下の平等、差別されない権利が保障された日本国憲法の下で、「被差別部落出身者という法律上の身分」が存在することは絶対に許されない。債務者が述べるように「被差別部落出身者という法律上の身分」が存在しないのは当然のことである。それにもかかわらず、今日においても深刻な部落差別が続いているのであり、それが部落問題なのである。このような差別の現状について債務者や宮部氏はまったく理解が及んでいないのであり、そのような無理解が、債務者や宮部氏が「全国部落調査」等の公開に固執させるのだと思われる。

したがって、債務者の主張は、主張自体失当である。

(2) 「2 業務を円滑に行う権利に基づく差止請求権」について

債権者部落解放同盟が「同和関係者全体を代表している」かどうかは要件事実と無関係であるため、債務者の主張は主張自体失当である。

3 「第3 保全の必要性」について

(1) 債務者や宮部氏が印刷を推奨していること

宮部氏は、ツイッター上で明らかにだけでも、以下のように、データを自分で印刷してデータを文書化するように呼びかけており（なるべく広く拡散しようとする意図は一貫している）、その記載自体は、現在もインターネット上で公開され続けている。

4月12日「復刻・全國部落調査の印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください（現在リンク先にはデータは掲載されていない）。」（甲23・3頁）

4月12日「そこまでされるなら【代理人注・保全執行をさす】、こうするしかありません。このPDFは印刷用の規格に準拠しているので、各家庭のプリンタはもちろん、印刷所に持ち込んでもOKです。もともと著作権切れのものなので、自由に印刷・製本してください。」（甲23・2頁）

4月12日「これで、さらに異次元へ突入します。印刷用のマスターデータを拡散したので、いったいいくつの復刻版全国部落調査が存在するのか、誰も分からなくなりました。」（甲23・2頁）

4月12日（「学校や公民館にさりげなく置いてきます」という反応に対して）「それはよい考えです。手作り製本の練習をして、作ったものをそうやって活用するのもよいですね。」（甲23・1頁）

4月12日「A4両面印刷プリンタ+裁断機+グルーガンが鉄壁です。誰も検閲できません。」（甲23・1頁）

その後も、債務者は、頒布しやすくするための規格変更を行っている。

4月14日「ページ欄外に見出しを表示するようにして、さらに使い勝手がよくなりました。皆様、ダウンロードして保存し、がんがん印刷・製本してくださいませ。」（甲24）

4月16日「サイズがA5になっていたので、127mm×180mmの縮小サイズにしました。A5だとA4に印刷した後化粧断ちできないのですが、

このサイズなら家庭用プリンタでも化粧断ちできて綺麗に製本できます。」（甲 25）

4月17日「復刻・全國部落調査のA5サイズのマスターも用意しました。」（甲 26）

宮部氏は、本件仮処分の対象となっているデータを拡散しやすくするために、仮処分発令の直前まで、データの利用しやすさのためにさまざまな方策を練っていた。

債務者は「誰でも安価に…製本可能である」と主張するが、データを流通させ、印刷や製本を執拗に推奨し、データを公開してきたのが債務者や宮部氏であることからすると、そのような印刷や製本が可能であるからといって、保全の必要性が失われることはない。

(2) インターネット・アーカイブへのデータ提供者

宮部氏は、債務者サイトで、4月18日、「より確実に回収不能にするには仮処分前にp2pに流したほうがいいと思われますよ」という「匿名人」からのアドバイスに対し、「流してみましたが、p2pでこの手の資料を探そうという人が少ないのでしょうか」と記載し、自らデータを流していることは認めている（甲 27）。そして、さらに「SlideShareとか、こういうウェブサービスに流すのがよいかと思います」とし（甲 27）、実際に、SlideShare上でデータが閲覧できる状態にした上で、「全國部落解放協議会」名で、復刻版のデータを公開した。ここでは、「復刻版である本書についても、復刻者【代理人注・宮部氏をさす】は著作権を主張しないため、誰でも自由に複製できる」と謳い（甲 28）、資料を拡散している（甲 29）。

なお、「p2p」とは、ピアツーピア（Peer to Peer）の略で、同格のパソコンから、別の同格のパソコンへ、（企業が提供するサーバーを介さずに）直接ファイルを送るシステムで、ウィニーやスカイプもこれらの

システムを利用している。「Slide Share」とは、プレゼンテーションファイル、インフォグラフィックス、文書、ビデオ、ウェブ上のセミナーなどのプロコンテンツをシェアするコミュニティサービスである。

その他にも、グーグルブックスで、少なくとも4月21日（右下の閲覧日参照）までは、「全国部落調査」は、頒布されていた。この頒布は、債務者が許可したものであることは、左下部分に「示現舎の許可を受けてページを表示しています」という記載があることからも明らかである（疎甲30）。

このように、債務者及び宮部氏は、本件仮処分決定①及び本件仮処分決定②の後にも、「全国部落調査」のデータをウェブ上で拡散することに固執している。

したがって、「インターネット・アーカイブ」に「全国部落調査」のデータを提供したのは債務者または宮部氏だと強く推認される。そうすると、「インターネット・アーカイブ」に「全国部落調査」のデータが存在するとしても、保全の必要性が失われることはない。

(3) ウェブサイトでの掲載が先行している点について

すでに申立書でも述べたとおり、本件出版予定物に掲載される情報は、ウェブサイトにも掲載されているものではあるが、ウェブサイトへの掲載に重ねて書籍という形で出版される場合には、新たに当該情報を知る者を増やすことにつながる上、インターネット上で公開される情報と、書籍として公開される情報では、これに対して読者がおく信用は後者が上回るのが通常であり、また、債務者示現舎のホームページでも謳っているように一覧性や携帯性の点でも後者の利便性が高く（疎甲10）、ウェブサイトでの開示と書籍による開示を同一視することは到底できない。

また、情報が集積されて書籍という形をとることによって、部落差別

が社会的に許容されるものだという印象が広がり、より部落差別が広がっていくという実際上の効果も無視できないため、たとえウェブサイト上での掲載が先行したとしても、本件出版予定物発行による新たな権利侵害が存在するといえる。

宮部氏は、前記第2の3(1)(2)で述べたとおり、本件仮処分決定①によって出版が禁止された後も、執拗に本件出版予定物のデータの公開、同データから本件出版予定物を製本する方法の公開、本件出版予定物と同内容の『あゆみ』の販売、『あゆみ』が国立国会図書館で公開停止措置がとられていることに対し法的措置も辞さない旨述べる等している。このように宮部氏は、本件出版予定物を「書籍」の形にして社会で公開することに激しく固執している。

したがって、保全の必要性は極めて高いといえる。

4 「第4 本件仮処分の憲法違反」について

(1) 「1 憲法第14条第1項の違反」について

前述のとおり、「被差別部落出身者という法律上の身分」は存在し得ないものであり、社会的にも、債務者は主張するように「あってはならない身分」である。しかし、債務者による「全国部落調査」の公開行為により、「あってはならない」部落差別が助長・固定化されるのである。

2. 2 6 事件に関する主張は本件と無関係であり、主張自体失当である。

(2) 「2 憲法第21条第1項、第2項の違反」について

ア 第1段落について

「検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査したうえ、不適当

と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す」(最高裁昭和 59 年 12 月 12 日大法廷判決・民集 38 卷 12 号 1308 頁)。

本件仮処分決定が「検閲」に該当しないことは明らかである。

イ 第 2 段落について

債務者の独自の見解であり、認否反論の限りでない。

ウ 第 3 段落について

出版物の存在及び法律上の根拠の存在は、前述のとおり明白である。

エ 第 4 段落について

本件とは無関係な主張であり、主張自体失当である。

なお、中央融和事業協会作成の「全国部落調査」は一般に流通していた文書ではなく、あくまでも公開を予定していない内部文書であった。

(3) 「3 憲法 23 条の違反」について

ア 債務者は、自身のウェブサイトにおいて、「旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。」(疎甲 10) と挑発的な文言を用いつつ、本件出版予定物の内容を説明している。宮部氏が行っているように被差別部落を訪れ、写真を撮影し、それをインターネット上に晒すことを奨励しているかのような記載である。

部落差別に苦しむ当事者は、このような挑発的な文言、宮部氏の言動を見聞きし、悲痛な思いをしている。部落問題を扱う研究は多数存在するが、それらは、こうした当事者の悲痛な思いに向き合い、その上で、さまざまな分析・提言等を行っているのである。これに対し、宮部氏の言動及び本件出版予定物からは、こうした当事者の悲痛な思いに向き合った形跡を微塵もうかがうことができない。およそ学問目

的を有しているとは考えられない姿勢である。

したがって、学問の自由を侵害しないことは明らかである。

イ また、万が一、債務者の本件出版予定物の出版が学問研究のためのであったとしても、学問の自由も無制約なものではなく、当然、内在的制約に服する。

本件においては、申立書等で述べたように、深刻な部落差別の実態等に照らせば、債権者らのプライバシー権、名誉権、差別されない権利、業務を円滑に行う権利が、学問の自由に比べ、はるかに優越するのは明らかである。

このことは、「壬申戸籍」を学問研究のために出版できるものではないことからも明らかである。訴状第2の3(1)で述べたとおり、この「壬申戸籍」とは、明治政府が、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用され、「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされていたものである。法務局は、1968（昭和43）年によくやく、この「壬申戸籍」について閲覧禁止の措置をとった。これは「壬申戸籍」が閲覧されることによって生じる部落差別の助長を防止し、もって被差別部落出身者等の人格権や差別されない権利を保護する趣旨に基づく措置だといえる。そのため、学問研究のためであったとしても、本件出版予定物の出版が許されることは明らかであり、そのことが憲法23条に違反しないことも明らかである。

ウ 第3段落及び第4段落は、本件とは無関係であり、主張自体失当である。

以上